

令和3年度 相模原市立

# 鹿島台小学校いじめ防止基本方針



鹿島台小学校

令和3年4月1日

## 相模原市立鹿島台小学校いじめ防止基本方針

### 【目指す子どもの姿】

- ☆自分の考えをもち、表現できる子
  - 人の話をしっかり聞き、自分の考えを話せる子
- ☆人とのかかわりを積極的にもつ子
  - あいさつが進んでできる子
  - 自分の役割を知り、協力して活動ができる子
- ☆自ら考え、進んで学習する子
  - 課題意識をもって、最後まで取り組む子
  - 何事に対しても進んでやる子

### 【家庭・地域との連携】

- ・PTA
- ・見守り隊
- ・学校運営協議委員
- ・民生委員
- ・自治会
- ・子ども会
- ◇学校運営協議会
- ◇安全対策懇談会
- ◇PTA本部会

### 【校内組織】

- 【鹿島台小学校いじめ防止対策委員会】
- |      |              |
|------|--------------|
| 委員長  | 校長           |
| 副委員長 | 副校長          |
| 委員   | 教務           |
|      | 児童指導専任       |
|      | 児童指導担当       |
|      | 支援教育コーディネーター |
|      | 養護教諭         |
|      | 学年主任         |
- ◇年間3回（各学期1回）定例会
  - ◇必要に応じて臨時に開催

### 【関係機関との連携】

- ・教育委員会
- ・青少年相談センター
- ・こども家庭相談課
- ・児童相談所
- ・スクールポーター
- ・こどもセンター
- ・相模原警察署
- ◇ケース会議を中心に連携を図る。

### 【いじめの未然防止】

- (1) 教育活動全体を通し、自己肯定感・自己有用感と共に規範意識を育む教育活動に取り組む。
  - なかよし遊び(異学年交流) ○児童会行事、学校行事
- (2) 学習意欲を高め、よいところを積極的に認めると共に、達成感が味わえる授業づくりに取り組む。
  - 授業公開の実施(年間各クラス1回以上) ○交換授業の実施(高学年)
- (3) 児童の現状や課題に即した対応が迅速に図れるように、定期的に情報交換をすると共に、教職員の指導力向上のための研修を行う。
  - 職員研修 ○情報交換 ○職員向けチェックリストの活用
- (4) いじめ防止について、**学校・家庭・地域が連携した取組**を行う。
  - あいさつ運動の推進 ○見守り隊の皆さんとの交流、情報交換会の実施
  - 中学校区での情報交換 ○児童クラブとの連携

### 【いじめの早期発見】

- (1) 信頼関係の構築に努め、日常的に児童の様子に注意し、観察する。
  - 休み時間の様子 ○清掃時間の様子
- (2) 定期的にアンケート調査を実施し、その結果を学級経営に活かすとともに、いじめの早期対応に努める。
  - アンケート(学期1回実施 5月、10月、2月)
  - 教育相談(学期1回実施)
- (3) 児童や保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
  - 青少年教育カウンセラーとの連携 ○懇談会や個人面談の充実
  - いじめ相談ダイヤルポスターの掲示

### 【いじめへの対処】

- (1) いじめをやめさせ、被害児童の心のケアを行うとともに、再発防止に向け、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等の指導を行う。
- (2) 教育委員会へ報告するとともに、全教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得ながら関係機関、専門機関と連携し、迅速に対応する。

## 1 いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一步調の下、いじめのない学校づくりに取り組む。事案が発生した場合の事後対応に迅速に取り組むだけではなく、問題が発生しにくい学級、学年、学校づくりに向け、積極的に未然防止に取り組む。

また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行う。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

- 組織名称：鹿島台小学校いじめ防止対策委員会
- 構 成 員：校長、副校長、教務、児童支援専任、児童指導担当  
支援教育コーディネーター、養護教諭、学年主任
- 委員会の取組内容
  - ① 各学期1回、年間3回の定例会を開催し、いじめ防止について共通理解を図るとともに、具体的な方策の立案を行う。
  - ② 教職員の指導力向上のための研修会や講演会を企画する。
  - ③ 学年会や週1回の打合せにおいて、情報交換を行うことで、いじめの早期発見や早期対応ができるようにする。
  - ④ いじめ事案が発生した場合は、委員会でケース会議を開き、対応策を協議する。

## 3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- (1) 教育活動全体を通し、自己肯定感・自己有用感と共に規範意識を育む教育活動に取り組む。
  - ①一人一人の児童が主体的に学習に取り組めるようにするとともに、児童相互の関わり合いを大切にした授業づくりを進める。
    - 校内研究の推進（公開授業の実施等）
  - ②学級活動や児童会活動等の中で、自主的な活動を行い、社会性の育成を図る。
    - なかよし遊びの充実
  - ③特別の教科 道徳（内容項目B、C）を中心に、講話朝会や校外学習など学校教育全体を通して道徳教育の充実を図り、思いやりの心を育む。
    - 生活目標等など、学校全体で取り組むことで、指導の徹底を図る。
- (2) 学習意欲を高め、よいところを積極的に認めるとともに、達成感が味わえる授業づくりに取り組む。

- ①一人一人の学習活動をしっかりと見取り、適切な指導とともによいところを積極的にほめることで、達成感が味わえる授業づくりに取り組む。
  - 校内研究の推進及び、研修の充実を図る。
  - 交換授業の実施
- ②問題解決的な学習を進め、個と集団での学習の場づくりを工夫することで、集団での学びを個に返し、自己の高まりが実感できるようにする。
  - 校内研究の推進及び、研修の充実を図る。
- (3) 児童の現状や課題に即した対応が迅速に図れるように、定期的に情報交換をするとともに、教職員の指導力向上のための研修を行う。
  - ①いじめについて、人権研修や道徳研修、情報モラル研修を実施する。
  - ②児童指導についての情報交換を週1回実施する。
  - ③職員向けチェックリスト等により、いじめ防止の取組の充実を図る。
- (4) いじめ（インターネット・SNS等によるいじめを含む。）防止について、学校・家庭・地域が連携した取組を行う。
  - ①あいさつ運動の推進
  - ②見守り隊の皆さんとの交流、情報交換会の実施
  - ③中学校区での情報交換
  - ④児童クラブとの連携

#### 4 いじめの早期発見の取組

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 信頼関係の構築に努め、日常的に児童の様子に注意し、観察する。
  - ①研修で、学級経営や保護者との信頼関係構築について学ぶ。
  - ②学年会を充実させ、児童についての情報交換を密に行う。
  - ③休み時間や清掃時間など授業以外の児童の活動に目を配る。
  - ④学年行事や授業交換などを通し、複数の目で学年の児童に目を配る。
- (2) 定期的にアンケート調査を実施し、その結果を学級経営に活かすとともに、いじめの早期対応に努める。
  - ①生活アンケートの実施（年3回）
  - ②いじめに関わるアンケート調査の実施（年3回）
  - ③個人面談等で保護者から得た情報を活かす。
- (3) 児童や保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
  - ①青少年教育カウンセラーとの連携
  - ②懇談会や個人面談の充実
  - ③いじめ相談ダイヤルポスターの掲示

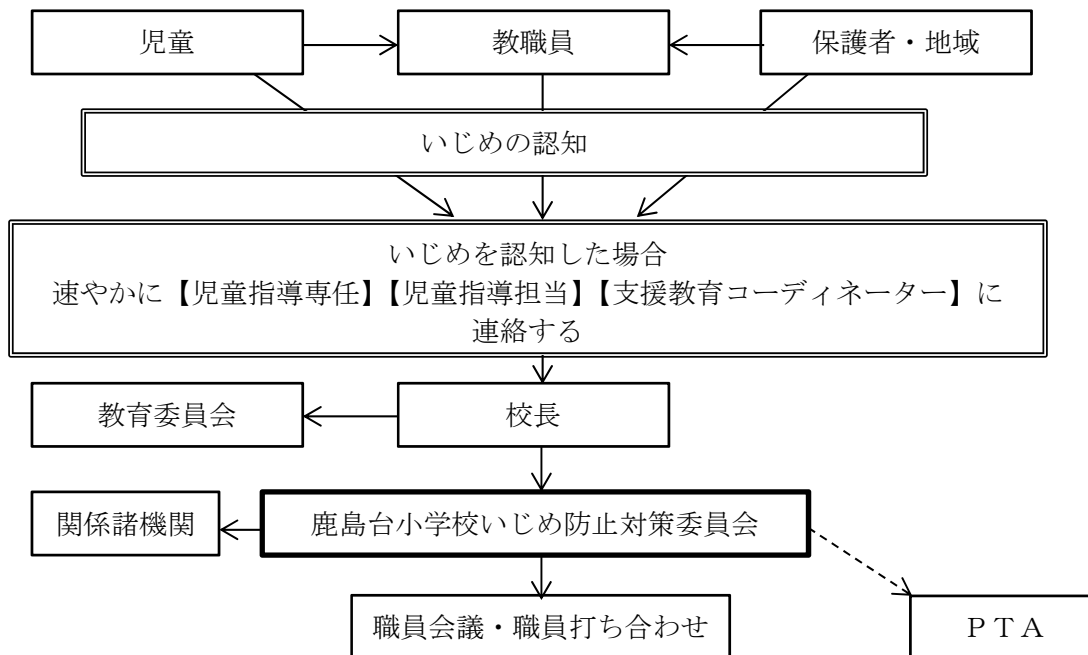
#### 5 いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) いじめをやめさせ、被害児童の心のケアを行うとともに、再発防止に向け、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等の指導を行う。
  - ①暴力を伴ういじめの場合は、速やかに止めることを優先する。
  - ②暴力を伴わないいじめの場合は、速やかに事実確認を行い、事実を把握した上で、対策を立て指導する。
  - ③被害児童のケア、加害児童への指導、双方の保護者への対応など、鹿島台小学校いじめ防止対策委員会で検討し進める。

- (2) 教育委員会へ報告するとともに、全教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得ながら関係機関、専門機関と連携し、迅速に対応する。
- ①必要に応じて、緊急に職員打合せ会を開き、いじめ事案の状況を伝え共通理解を図る。
  - ②事案の内容に応じて、関係機関や専門機関に連絡し連携を図る。
  - ③児童指導担当者が担任とまとめた内容を鹿島台小学校いじめ防止対策委員会に諮り、その後委員長が教育委員会へ報告する。

(対応経路)



## 6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し、調査を行う。  
調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

- (1) 教育委員会へ報告するとともに、いじめ防止対策委員会を母体としたメンバーで構成する調査委員会を組織し、調査を開始する。
- (2) 調査の結果を教育委員会に提出する。
- (3) 調査の結果明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童及び、その保護者に対して、個人情報に配慮した上で、適切に情報を提供する。
- (4) 調査結果を踏まえた適切な処置をとる。